Ⅲ　私たちがめざす環境学習

Ⅲ－１　環境学習の背景とねらい

1975（昭和50）年に「国連教育科学文化機関」（UNESCO）により「国際環境教育会議」が開催され，個人及び社会集団の側面から環境教育の目的を明確化した「ベオグラード憲章」が採択されました。これをもとに，1977（昭和52）年に国連主催の「環境教育政府間会議」で「トビリシ勧告」が出され，現在の環境教育の基本的な考えとなっています。

その後，諸々の国際会議等の中で，持続可能な社会の構築と環境教育が不可分であることも示されており，環境教育は，あらゆる場において，また，対象となる人の発達の段階又は生活の在り方に応じ，行動に結び付くような人材を育てるという視点で行われることが求められるようになりました。

2002（平成14）年「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（WSSD：ヨハネスブルグ・サミット）で，我が国は2005（平成17）年から始まる10年を「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」とすることを提案しました。これを受けて，2002年の第57回国連総会で「国連持続可能な開発のための教育の10年」が採択され，国際的な環境教育の取り組みは，この枠組みに沿って展開されることになりました。

一方，このような国際的な動きも踏まえ我が国では，2004（平成16）年９月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。この中で，環境教育の目指す人間像として「環境教育を通じて，人間と環境の関わりについての正しい認識に立ち，自らの責任ある行動をもって，持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成することを目指す」としています。

また，2006（平成18）年12月の改正教育基本法において，教育の目標の一つとして，「生命を尊び，自然を大切にし，環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定されました。これを受けて，2007（平成19）年６月の改正学校教育法では，義務教育の目標の一つとして，「学校内外における自然体験活動を促進し，生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定されました。

「国連持続可能な開発のための教育の10年」は，2014年（平成26年），最終年を迎えます。これまでの活動を総括するために，同年11月に我が国で，ユネスコ・日本政府の共催により「持続可能な開発のための教育に関するユネスコ国際会議」が開催されます。「持続可能な未来に向けていま学ぶ」をメインテーマに，これまでの10年間の活動の成果検証，万人のためのよりよい未来を築くための教育の新たな方向付け，持続的な開発のための行動の促進，ポスト2014のための持続可能な開発のための教育アジェンダ作成などが話し合われることとなっています。

Ⅲ－2　学校における環境教育・環境学習の意義

学校教育における環境教育の目的は，次のように示されています。

> 環境や環境問題に関心・知識をもち，人間活動と環境とのかかわりについての総合的な理解と認識の上にたって，環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる技能や思考力，判断力を身に付け，持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し，環境への責任ある行動をとることができる態度を育成すること

「環境学習指導資料［小学校編］国立教育研究所教育課程研究センター（平成19年3月）」から

学校における環境教育・環境学習は，人間としての生き方の教育の側面をあわせ持っています。特に，中学生・高校生は心身の著しい変化とともに，客観的・論理的に物事を考えられるようになる時期です。それはまた，それまでの生活経験から人間としての生き方を模索する大切な時期でもあります。

現在の日本における環境問題の中心は，かつての特定の地域における特徴的な環境破壊である「公害」から，私たちのライフスタイルに起因する「都市・生活型の環境問題」へと変化してきました。また，企業における各種規制の遵守や原料加工から製品の流通・廃棄までを見通した取り組みや，一般家庭におけるごみの分別をはじめとする環境への配慮など，以前とは比較にならないほど環境に関する意識が高まっています。

したがって，学校における環境教育には，その時々の論調に流されることなく科学的，客観的に問題を把握すると共に，多様な意見・立場を理解しつつ，環境に配慮した選択肢を考え，行動しようとする態度を生徒たちに育成することが求められています。

宇宙からみた昼の地球

宇宙からみた夜の地球

Ⅲ－3　学校における環境教育・環境学習の進め方

（1）「生きる力」の育成と環境学習

環境問題に関して解決すべき課題は，多くの要素がからみ合って生じています。また，我々の日常生活の在り方にも深く関わっているため，一人一人が環境への負荷の少ない生活に努め，環境や環境問題を総合的にとらえて解決への方策をとることが求められています。

こうしたことに主体的に取り組むために，課題を見付け，自ら学び，主体的に判断し，行動し，よりよく問題を解決する資質や能力を育てていくことは，まさに「生きる力」を育成することにつながります。

（2）環境学習の三つのステップ

学校における環境教育の在り方については，1996（平成８）年の中央教育審議会第１次答申に，「環境から学ぶ（豊かな自然や身近な地域社会の中での様々な体験活動を通して，自然に対する豊かな感受性や環境に対する関心等を培う。）」，「環境について学ぶ（環境や自然と人間との関わり，さらには，環境問題と社会経済システムの在り方や生活様式との関わりについて理解を深める。）」，「環境のために学ぶ（環境保全や環境の創造を具体的に実践する態度を身に付ける。）」という方針が示されています。

これらをより分かりやすい形でまとめると，次の三つのステップになります。

環境教育・環境学習の三つのステップ　「親しむ」→「知る」→「行動する」

環境学習をある程度まとまった時間で実施する場合は，それぞれ単独で行うのではなく，三つのステップを順にふむことで，より深い理解にたった実践的な態度を育てることができます。

「親しむ」　＝　環境そのものや環境問題などにふれることによって，それらに対する感受性を身に付けたり，関心を持ったりする段階

「知る」　＝　環境そのものや環境問題及び環境に対する人間の責任や使命について理解を深めたり，環境問題を解決するための技能を身につけたり，多面的に評価する活動を通して理解を深める段階

「行動する」　＝　学習したことをもとに新たな段階に進んだり，環境問題を解決するために自分でできることを実行したり，情報を発信したりする段階

（3）学習活動における環境学習の展開

学校教育現場では，2008年（平成20年）以降の新しい学習指導要領の改訂（校種ごとに順次改訂）では，「持続可能」の文言など，持続可能な開発のための教育（ESD）の趣旨が盛り込まれたのをきっかけに，それに基づいた実践が展開されています。

学校での環境教育・環境学習を進める場合には，教育課程の編成・実施という学校教育全体の流れの中で，環境にかかわる学習の機会や場を計画的に設けていくことが大切です。

実施にあたっては，各教科，道徳，特別活動などのそれぞれにおける指導内容と相互の関連を図るとともに，子どもたちの発達の段階や学校の周りの環境の特色等を十分にふまえて取り組むことが大切です。また，環境教育・環境学習は総合的・横断的な特色を持っていることから，学校や地域の実態等に応じ，総合的な学習の時間などを活用した主体的な学習も期待されます。

以下に，中学校学習指導要領，高等学校学習指導要領における環境教育に関わる内容を紹介します。

中学校学習指導要領（平成20年３月告示）との主な関連

総　則	○環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため，その基盤としての道徳性を養う
社会科	（地理的分野） ○世界の人々の生活や環境の多様性 ○環境やエネルギーに関する課題 ○自然環境が地域の人々の生活や産業と関係を持っていること ○持続可能な社会の構築のため，地域における環境保全の取組の大切さ （公民的分野） ○公害の防止など環境の保全 ○地球環境，資源・エネルギーなどの課題解決のための経済的，技術的な協力の大切さ ○持続可能な社会の形成の観点から解決すべき課題の探究
理　科	（第１分野） ○日常生活や社会における様々なエネルギー変換の利用 ○人間は，水力，火力，原子力などからエネルギーを得ていること，エネルギーの有効利用の大切さ ○放射線の性質と利用 （第１分野，第２分野） ○自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察（必修） ○持続可能な社会をつくることの重要性の認識（必修） （第２分野） ○自然環境を調べ，様々な要因が自然界のつり合いに影響していることの理解 ○自然環境保全の重要性の認識 ○地球温暖化，外来種
保　健 体育科	（保健分野） ○環境の保全に十分配慮した廃棄物の処理の必要性 ○地域の実態に即して公害と健康の関係を取り扱う

技術・家庭科	（技術分野） ○技術の進展が資源やエネルギーの有効利用，自然環境の保全に貢献 ○生物の育成環境と育成技術、生物育成に関する技術を利用した栽培又は飼育（必修） （家庭分野） ○自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え，環境に配慮した消費生活について工夫し，実践できること
道　徳	○自然の愛護
総合的な学習の時間	○体験活動，観察・実験,見学や調査，発表や討論などの学習活動
特別活動	○学級活動，生徒会活動，学校行事

文科省 Web ページ「新学習指導要領における「環境教育」に関わる主な内容」から

高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）との主な関連

総　則	○環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため，その基盤としての道徳性を養う
地　理 歴史科	（世界史Ａ） ○持続可能な社会への展望について歴史的観点からの探究 （世界史Ｂ） ○環境や資源・エネルギーをめぐる問題などの考察 ○持続可能な社会への展望について歴史的観点からの探求 （地理Ａ） ○環境，資源・エネルギーなどの問題から，持続可能な社会の実現を目指した各国の取組，国際協力の必要性の考察 （地理Ｂ） ○世界の資源・エネルギーなどの問題を大観
公民科	（現代社会） ○公害の防止と環境保全 ○持続可能な社会の形成に参画するという観点から課題を探求する活動 （倫理） ○環境などにおける倫理的課題の探求 （政治・経済） ○持続可能な社会の形成が求められる現代社会の諸課題を探究する活動 ○国際社会の政治・経済における地球環境と資源・エネルギー問題などの探求
理　科	（内容の取扱い） ○持続可能な社会をつくることの重要性も踏まえながら環境問題等の内容を取り扱う （科学と人間生活） ○エネルギーの変換と保存，有効利用 ○プラスチックや金属の種類，性質，用途と資源の再利用 ○身近な自然景観と自然災害 （物理基礎）

	○水力，化石燃料，原子力，太陽光などを源とするエネルギーの特性，利用 ○放射線及び原子力の利用とその安全性の問題（「物理Ⅱ」から「物理基礎」に移行） （化学基礎） ○金属やプラスチックの再利用 （生物基礎） ○生物の多様性と生態系 （生物） ○生態系のバランスや生物多様性の重要性 （地学基礎） ○大気の熱収支，大気，海水の運動 ○地球温暖化，オゾン層破壊 ○日本の自然環境の恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかかわりについて考察 （地学） ○大気の構造と運動，海洋の構造と海水の運動
保　健 体育科	（保健） ○人間の生活や産業活動は，自然環境を汚染し健康に影響を及ぼすこともあること，それらを防ぐための汚染の防止と改善の対策 ○環境衛生活動は，学校や地域の環境を健康に適したものとするよう基準が設定され，それに基づき行われていること
家庭科	（家庭基礎） ○環境に配慮したライフスタイルについて考え，主体的に生活を設計 ○環境負荷の少ない生活，持続可能な社会を目指したライフスタイルを工夫し，主体的に行動する （家庭総合） ○持続可能な社会を目指して資源や環境に配慮した適切な意思決定に基づく消費生活 ○資源や環境に配慮した生活を営むライフスタイルを工夫し，主体的に行動する （生活デザイン） ○環境に配慮したライフスタイルについて考え，主体的に生活を設計 ○環境負荷の少ない生活，持続可能な社会を目指したライフスタイルを工夫し，主体的に行動する
総合的な 学習の時間	○観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動
特別活動	○ホームルーム活動，生徒会活動，学校行事

文科省 Web ページ「新学習指導要領における「環境教育」に関わる主な内容」から

Ⅲ－4　発達の段階を考慮した環境学習

環境教育・環境学習は，幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対して体系的に行われることが求められており，それぞれの発達段階を考慮して進めることが大切です。特に，発達の段階に応じて，「親しむ」→「知る」→「行動する」へ比重を変えて行くことが有効となります。

幼　児		周囲のさまざまな環境に好奇心や探求心を持って関わり，それらを生活に取り入れていこうとする力を養うよう援助していく
小学校	低学年	自然環境や事象に対する感受性や興味・関心を高めるとともに，自然のすばらしさや生命の大切さを感得するよう配慮する
小学校	中学年	身近な自然や環境にふれ，自分や他の人が使っている物（資源），ごみなどについて問題を見いだし，追求できるようにする。自然や社会との関わりや体験学習をより重視する
小学校	高学年	種々の体験や学習を通して，多面的に思考できるようになったり，収集した情報をもとに判断したり推理したりすることもできるようになるので，自然や社会のつながりや循環という考え方を身に付け，より主体的に環境と関わり，環境を大切にすることができるようにする
中学生		環境に関わる事象について，具体的に認識させるとともに，因果関係や相互関係を把握し，問題解決を図る能力が育成できるようにする
高校生		環境問題を総合的に思考・判断し，賢明な選択・意志決定が行えるようにするとともに，環境保全や環境の改善に主体的に働きかける能力や態度が育成できるようにする
青年～成人		人と環境の関わりについて正しい認識を持ち，日常生活における環境に配慮した行動の実践を進めるとともに，年少者を指導する立場としての自覚が求められる
高齢者		長い社会体験を通して習得した専門知識や生活の知恵が豊富であり，物を大切にするといった伝統的な良きライフスタイルを次世代に継承する存在として，また地域や家庭において環境学習の指導者，環境保全活動の実践者となることが期待されている

牧草地（那須町）

四季の森星野（栃木市）

Ⅲ－5　家庭や地域と連携した環境学習

環境学習を推進するためには，環境とふれ合う場，そして，それに関して主体的に学習する場が必要です。特に環境問題や環境保全に関する活動については，日々の暮らしの中で意識的に取り組むことが重要であるため，家庭や地域社会との連携が欠かせません。

例えば，飼育・栽培活動，遠足，集団宿泊，美化活動などを通して，学校と家庭，地域社会とが一体となった活動を行うことが大切です。そのためには，学校での取組はもとより，それぞれの家庭，地域社会との相互補完の関係を築いていくことが必要です。

家庭や地域社会で経験し学んだことを学校での学習に生かし，また，学校で学んだことを家庭や地域社会の生活に生かすことが大切であり，学校と家庭や地域社会が，子どもたち一人一人の環境への対応力を育成するために相互補完の関係となるよう連携を保っていくことが求められます。

また，青少年団体，PTA等の社会教育関係団体をはじめ，町内会等の住民自治団体，地域の有志活動グループ，NPO等を含めた地域の人々など，家庭や地域社会の教育力や人的資源を十分生かすような取組を進めていきたいものです。

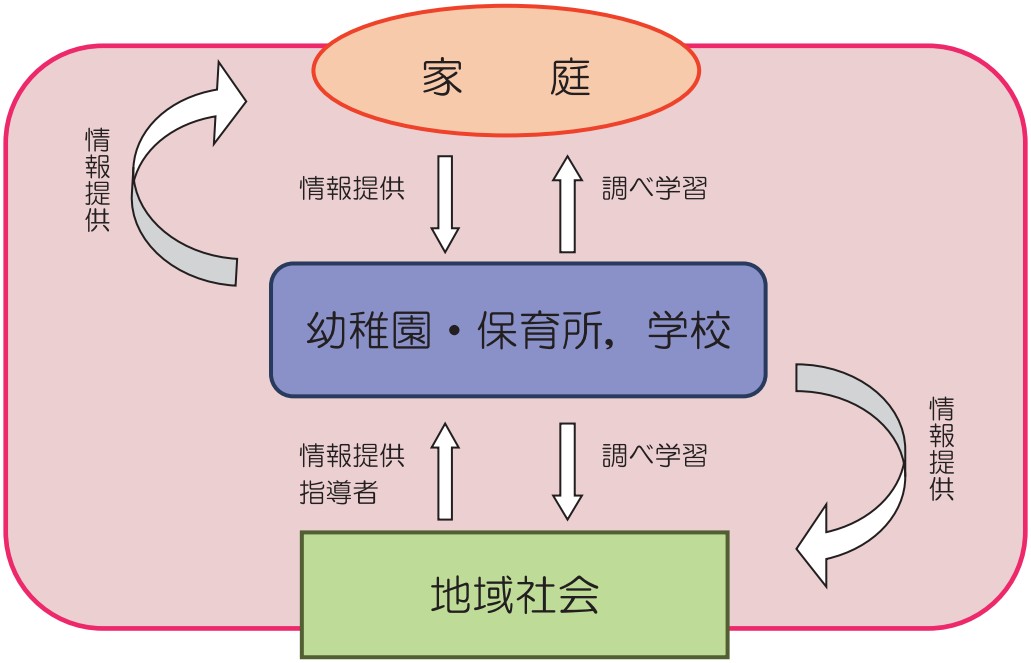

Ⅲ－6　環境学習を進める際の留意点

（1）環境学習の特色

環境学習の内容や学習方法は多岐にわたっていますが，ここでは，「関係性学習」「統合的学習」という二つの視点からの特色を見ていきます。

①　関係性学習・・・・・・つながりを意識

環境問題は，自然環境だけでなく，政治・経済・文化・健康など，人間に関わるあらゆる問題が絡み合っています。環境教育は，こうしたつながりを理解したり，求められる新たなつながりを構築する＝「関係性学習」として深化させたりすることが必要です。

「人と自然のつながり（人と他の生物）」の関係を見るだけでなく，「人間相互のつながり」という視点もあります。また，「距離的なつながり（他地域，他国）」「時間的なつながり（世代間）」なども考えられます。

また，学習方法の面からも，つながりを実感を伴って理解するため，学校内だけで行われる教育から，前節で述べたような家庭・地域社会資源の活用，行政機関との連携，環境教育拠点施設との協力，企業の環境教育支援の活用などへと進めることが，有効な手段となります。

②　統合的学習・・・・・・学問の枠を超えて

環境問題の解決が重要な課題となっている今日，求められる人間像は，時間的には次世代以降を，空間的には全世界を視野に入れて行動できる人間であり，かつ自然と人間の共生をめざす環境倫理を身につけた人間です。

この意味で，環境教育は，自然科学的アプローチのみでなく，人間の思考・行動様式の全てを反映した，人文・社会科学，芸術等による総合的アプローチも求められています。つまり，学問の細分化の枠を超えた多角的な視点から問題解決をめざす「統合的学習」という性格を持っています。

以上，阿部治「なぜ環境教育を学ぶのか」日本環境教育学会編『環境教育』
教育出版pp.4-7　教育出版（2012）から要旨を引用

そば畑（塩谷町）

（2）持続可能な開発のための教育（ESD）の視点から

最近の国内外の取組を見ると，環境教育･環境学習における「持続可能な開発のための教育（ESD）」という視点の重要性が高まっています。持続可能な開発とは，将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく，現在の世代のニーズを満たすような社会づくりのことを意味していますが，ESDの視点に立った学習目標としては，次のことがあげられています。

教科等の学習活動を進める中で，「持続可能な社会づくりに関わる課題を見いだし，それらを解決するために必要な能力や態度を身に付ける」ことを通して，持続可能な社会の形成者としてふさわしい資質や価値観を養う

「持続可能な社会づくりに関わる課題」を見いだすためには，「持続可能な社会づくり」を捉える要素（構成概念）を明確にする必要がありますが，この構成概念の例を以下に示します。

人を取り巻く環境に関する概念	多様性……いろいろある
	相互性……関わり合っている
	有限性……限りがある
人の意志・行動に関する概念	公平性……一人一人大切に
	連携性……力を合わせて
	責任性……責任をもって

また，ESDの視点に立った学習で重視する「能力や態度」を以下に例示します。

①批判的に考える力
②未来像を予測し計画を立てる力
③多面的，総合的に考える力
④コミュニケーションを行う力
⑤他者と協力する力
⑥つながりを尊重する態度
⑦進んで参加する態度

以上，国立教育政策研究所　教育課程研究センター「ESD の学習指導課程を構想し展開するために必要な枠組み（2012）」から要旨を引用

環境学習を進めるにあたっては，学習者の発達の段階に応じて，活動を通してこれらの構成概念に着目させて考えさせる場面があるとよいでしょう。
また，ここで重視する「能力や態度」は，「生きる力」にも通じています。

（3）科学的な側面と価値観

環境学習は，身近な自然にふれることによって，自然の美しさに興味・関心をもったり，自然の有様をそのままに受け入れたりするところから始まりますが，学習を深める段階で，環境問題や環境自体を科学的に理解するというプロセスが必要になります。

さらに，環境問題の解決について考え，個人レベルの意志を決定し，集団レベルの合意形成をめざすという各学習段階においても，科学的な見方・考え方に基づいて進めるということがますます重要になります。

「科学的」という言葉は一般には「まちがいのない」「確実な」といった意味でとらえられていますが，ある種の環境問題の場合には，科学者の間でも見解の不一致がみられたり，あるいは一致がみられるまでに時間を要しそれまでに判断をせまられたりすることもあります。また，「飲料物の容器は，ビン，カン，ペットボトルのどれがよいか」という問題に象徴されるように，経済性や時代の技術水準を含めた多様な要因が絡み合い，必ずしもベストの選択がなされているかどうか科学的な視点だけでは判断できない事柄が多いのも事実です。

そこで，環境学習を深めていく段階において，個々人の「価値観」をどうとらえたらよいかという問題が生じます。私たちが目指すべき「価値観」は，一言でいえば「持続可能な社会をつくるために」ということになりますが，「我が国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画」（関係省庁連絡会議：平成23年６月３日改訂）には，人間性の尊重，非排他性，機会均等，環境の尊重といった「価値観」が，育みたい力としてあげられています。

一方，指導者の「環境観」や「価値観」が，学習者に強く影響を与えるということも注意しなければなりません。他で紹介されている環境学習の実践から特定の活動を取り上げ，それを「環境に良いことだ」と信じて疑わない姿勢は危険です。児童・生徒の発達の段階にもよりますが，せっかくの指導が，かえって児童・生徒に誤った知識を植え付け，科学的・多面的に考える余地を奪ってしまうことにもなりかねません。

児童・生徒期においては，個々人やいろいろな集団の価値観を尊重するという「多様な価値観の尊重」が環境教育の原点といえます。

渡良瀬遊水地

あいがも農法

足尾精錬所

白根山と五色沼